

3月1日から  
公的個人認証サービスが始まります

行政機関への申請手続きを、インターネットを利用して、自宅のパソコンから行えるようになります。(電子申請) このサービスは、ITを活用した行政事務の効率化、スリム化を目指すものです。現在、国や都などで電子申請が可能となるよう準備を進めています。サービスの始まった手続きについては、随時お知らせしていく予定です。

公的個人認証サービスとは

皆さんがインターネットを利用して、各行政機関への申請手続きが安心して確認できるようにするため。電子申請を行うには、「申請者が本人であること」「申請内容がオンラインの途中で改ざんされていないこと」を確認する手段が必要です。その申請が正しいものであることを保証するための【電子証明書】の発行を市民課窓口にて開始します。

電子証明書の申請

①【電子証明書】を書き込む「住民基本台帳カード」が必要です。②公的機関の発行した写真付きの身分証明書・認印を持参し、市民課窓口にて申請してください。

申請受付3月1日(月)～平日の午前9時～午後4時30分  
問合せ 市民課市民係

国民年金だより  
国民年金第3号被保険者の届け出漏れはありませんか？

会社員や公務員に扶養されている配偶者(被扶養者)は、第3号被保険者といいい、個人で保険料を納める必要がありません。第3号被保険者の手続きは、配偶者(扶養者)の勤務先を通して行ってください。手続きが遅れると、将来年金が減額されたり、受け取ることができない場合がありますのでご注意ください。

■次の場合は、その都度手続きが必要です。

- ▷ 会社員や公務員である配偶者が、転職したとき
- ▷ 配偶者の健康保険の扶養の状態が、パート先などの厚生年金に加入し、また、それを辞めた時など

問合せ 保険年金課年金係 または立川社会保険事務所 ☎523・0351

国民健康保険だより

国民健康保険の現状について

福生市国民健康保険の事業運営につきましても、国民健康保険に加入をされております被保険者の国民健康保険税や国及び都等からの負担金並びに一般会計からの繰入金(補填分)などにより、行われております。

近年、被保険者数の増加や高齢化及び医療の高度化等によって、医療費が年々増え続け、国民健康保険の保険給付費がますます増加している現状となっております。また、事業運営の中心となり、国民健康保険税の収入が大変低い状況となっております。

その財源不足を補填するため、一般会計からの繰入金で補っているのが現在の実情となっております。

このような財源不足により、国民健康保険の事業運営は、繰入金を負担する福生市一般会計の財政面に与えます大きな影響を与え、国民健康保険加入者以外

の市民の税金を投入することとなります。ことから、健全な事業運営を行うためには、被保険者の負担及び給付における公平化を図り、国民健康保険税率等の改定を行わざるを得ない状況となっております。

また、加入者(世帯主)が納める国民健康保険税が未納になりますと健全な事業運営ができなくなり大変厳しい状況となりますので、国民健康保険税の納期内納税にご協力をお願いいたします。

なお、被保険者の方々に分にご留意いただき、市が実施をしております各種の健康診断や相談等の受診を利用し、より一層の健康管理を図っていただくことで医療費を抑制することができ、保険給付費の減少となります。

国民健康保険の健全な事業運営となりますことか、被保険者の皆さんのご協力をお願いします。

1 国民健康保険の財源不足に伴う一般会計からの繰入金額は、下表①のとおりです。

2 国民健康保険税の収納率は下表②のとおりです。

※なお、国民健康保険税率等の改定内容につきましては、広報ふっさ3月1日号でお知らせします。

問合せ 保険年金課保険係

表① ◇国民健康保険の財源不足に伴う一般会計からの繰入金額

各年度	繰入金額	被保険者1人当たり
12年度	522,561,000円	23,914円
13年度	595,682,000円	26,290円
14年度	737,137,000円	31,406円

表② ◇国民健康保険税の収納率

各年度	12年度	13年度	14年度
収納率	70.8%	71.1%	71.1%

市・都民税と所得税の申告は3月15日までに

所得税の確定申告

市・都民税の申告を受け付けています。例年、3月に入り、お早めにご申告を済ませるようご協力ください。

申告受付期間・場所

2月13日(金)まで 商工会館2階会議室

2月16日(月)～3月15日(月) 商工会館3階ホール

※土曜・日曜を除く。

申告受付時間 午前9時～11時30分まで 受付 午後1時～4時まで 受付

※水曜夜間・土曜の開庁時間内に限り市役所2階課税課市民税係で市・都民税の申告書の受付を行います(所得税の確定申告は受付しません)。

問合せ 課税課市民税係 ☎551・1511

市では、来月(3月)を納税推進強化月間として、市税・国民健康保険税及び介護保険料を滞納している、督促状及び催告書等により再三にわたり納税のお願いをしてきたにもかかわらず、全く応じてもらえない方に、地方税法の定めに従い、財産調査を集中的に行います。

勤務先への給与照会・金融機関への預貯金調査・電話加入権・不動産等、調査の結果によりましては、即時に差押えを執行します。

納め忘れていた方や、滞納されている方は、至急納め忘れたままですようお願いたします。

なお、市では常に納税の相談に応じています。納め忘れはありませんか 次のとおり納期限は過ぎております。

◎市・都民税(全期) ◎固定資産税・都市計画税第1期～第3期 ◎軽自動車税(全期) ◎国民健康保険税第1期～第5期 ◎介護保険料第1期～第5期

問合せ 収納課収納係

青梅税務署による「確定申告出張相談」

日時 2月18日(水) 午前9時30分～11時30分 午後1時～3時

場所 商工会館3階ホール

※譲渡所得・贈与税の申告は税務署でご相談ください。

東京税理士青梅支部による「確定申告無料相談」

日時 2月16日(月)から3月1日(月) 午前9時30分～11時30分 午後1時～3時 (土曜・日曜を除く)

場所 商工会館3階ホール

※所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方・贈与税については税務署でご相談ください。

問合せ 青梅税務署 ☎042・822・3185

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

東京国税局ホームページ <http://www.tokyo.nta.go.jp>

問合せ 青梅税務署 ☎042・822・3185